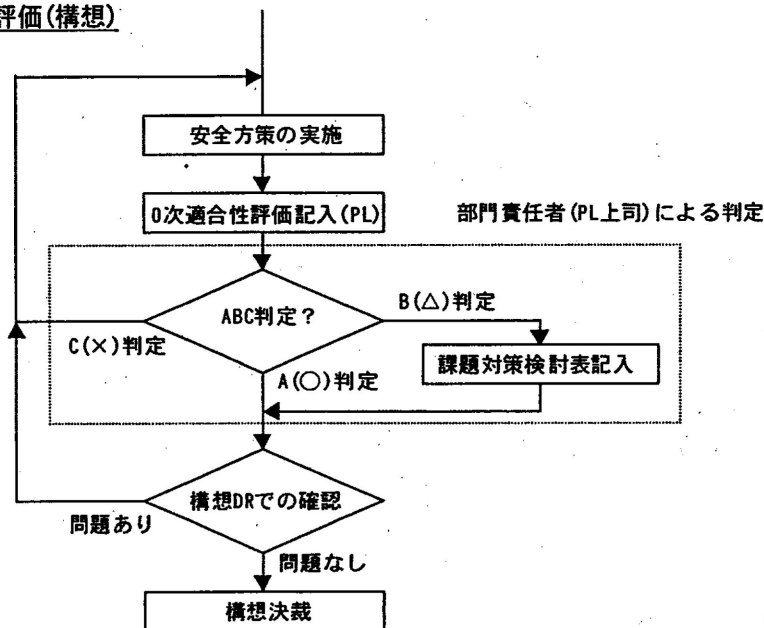


【運用ルール】

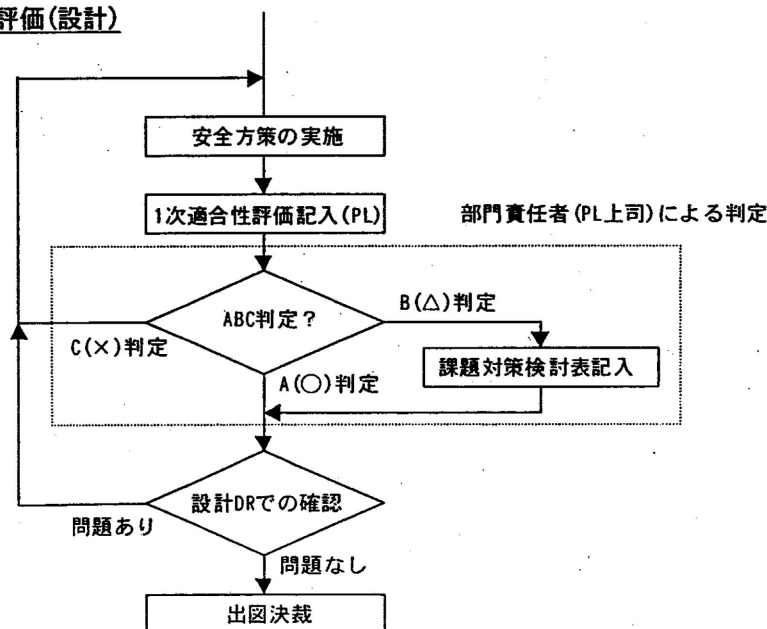
適合性評価の運用ルールは、設備安全設計運用基準（-3A-404）の中で規定している。ここでは、適合性評価を実施するのに必要な部分について簡潔にまとめる。

1. 本シートは起番時に研究計画書に添付して提出すること（設備関連テーマで'対象外'も含む）。又、研究計画書の修正時に再チェックのこと（修正前の記録も残しておくこと）。改善設備の場合は、改善部分のみの適合性評価を実施し、既存設備の適合性評価結果を添付してもよい。
2. 適合性評価は、構想、設計、出荷、検収時（据付け工事がある場合）の各段階で、次のフローに基づいて実施する。

0次適合性評価(構想)



1次適合性評価(設計)



3. PLが適合性評価シートの0次(又は1次)適合性評価の欄に記入し、GM(PL上司)に提出する。GMは内容を確認し、A, B, Cの判定を記入し、次のステップへ進めてよいと判断した場合は承認する。この適合性評価シートは、この後、DRでのチェックを受ける。